

第 29 号議案

公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成 23 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部を改正
する条例

公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例（平成 14 年足立
区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常
時勤務の者及び地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2
項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）」を「副園長、教諭
及び養護教諭」に改める。

付 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

幼稚園教育職員の職の見直しに伴い、規定を整備する必要があるの
で、この条例案を提出いたします。